

## 香川県詫間港荷役用フォークリフト保守点検業務仕様書

### 第1条 適用

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とが締結する令和8年度詫間港荷役用フォークリフト保守点検業務の契約に適用する。

### 第2条 保守点検対象

詫間港コンテナターミナル内（香川県三豊市詫間町詫間字経面）の県有フォークリフト1台

- ①最大荷重 32t
- ②供用開始 平成10年7月
- ③運転時間 3,143時間（令和8年1月29日現在）

### 第3条 業務範囲

乙は、別表-1の業務範囲について本仕様書に基づき点検・整備等を行うものとする。

### 第4条 業務期間

業務期間及び業務時間は下記のとおりとする。

- 1 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。また、この期間中は24時間の連絡体制で対応すること。
- 2 点検業務は所定時間（8時～17時）に行うこととし、原則として時間外及び休日並びに祝日等には作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要がある甲が認めた場合又は障害等のため甲からの指示がある場合には、前記に関わらず業務を行うものとする。

### 第5条 異常気象時の対応

下記に示す異常気象等において甲より連絡があった場合には、即時対応すること。

- 1 高松地方気象台より暴風、波浪、津波又は高潮警報が発表されたとき。
- 2 その他、西讃土木事務所長が危険があると判断したとき。

### 第6条 完成図書及び付属品の貸与

業務の遂行のために必要な完成図書及び付属品は貸与する。

### 第7条 保証等

- 1 本業務を行うに当たっては、対象設備について十分熟知した上で行うものとし、必要であれば対象設備の設置者に確認を行うこと。
- 2 本業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により事故又は障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

### 第8条 疑義

- 1 本仕様書における疑義及び記載なき事項については、甲と乙で協議するものとする。
- 2 本業務の履行にあたり、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく甲に報告し、協議しなければならない。報告を怠って履行し障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

### 第9条 点検結果の引継

本業務終了後、甲から本業務に関する問合せを受けた場合は、乙は誠実にこれに協力するものとする。

## 1 業務内容

## 1) 点検業務

## ①点検の種類

労働安全衛生法第45条に基づき、労働安全衛生規則第151条の22に定める定期自主検査（月次検査）及び同規則第151条の21に定める特定自主検査（年次検査）

## ②点検頻度

定期自主検査（月1回：2月を除く）

特定自主検査（年1回：2月）

## ③点検方法

定期自主検査及び特定自主検査は、それぞれ「エンジン式フォークリフト定期自主検査記録表（月次）」及び「エンジン式フォークリフト特定自主検査記録表」（※共に公益（社）建設荷役車両安全技術協会作成）を使用し、「フォークリフトの定期自主検査指針（平成5年12月22日自主検査指針公示第15号）」にそつて的確に実施するものとする。なお、上記指針に記載されていない項目であっても、機能確認上必要と思われるものについては行うものとする。

## ④点検予定日

乙は甲に事前に点検予定日を連絡し、甲の承認を得ること。

## 2) 保守業務

## ①年次点検時に行うもの

エンジンオイル、オイルフィルターの交換

ホイールへのグリース塗布

## ②年次及び月次点検時に行うもの

シャシ及びマストサポートへのグリース塗布

## ③その他

上記対象外の油脂・フルード類、不凍液の交換は必要に応じ対応すること。

## 3) その他小修繕

点検において気付いた不具合のうち点検業務内において処理できる小修繕及び調整は業務範囲内として処理するものとする。

## 2 障害時の対応

点検時又は使用中に、緊急に修繕を必要とする故障又は破損等が認められた場合、乙は直ちに甲に報告の上、応急対応を行うこと。

軽微な部品の交換等に対応できない故障については、乙は可能な限り原因調査を行い、速やかに甲と今後の対応について協議するものとする。

## 3 支給品

点検業務において、フォークリフト運転に必要な燃料（軽油）及び前記小修繕における部品、材料は無償にて支給するが、点検に必要な機器、工具及び次の消耗品類は、乙が準備するものとする。

名 称	種 類	必要量
エンジンオイル	A P I分類CD級以上10W-30程度	34ℓ
ホイール用グリス	三菱重工 NLGI No.2 マルチ <sup>®</sup> ハ <sup>®</sup> スタ <sup>®</sup> イ <sup>®</sup> リ <sup>®</sup> チ <sup>®</sup> ュ <sup>®</sup> ム基 <sup>®</sup> 稠 <sup>®</sup> 度 265~295 (同等品可)	適量
シャシ用グリス	三菱重工 NLGI No.1 マルチ <sup>®</sup> ハ <sup>®</sup> スタ <sup>®</sup> イ <sup>®</sup> リ <sup>®</sup> チ <sup>®</sup> ュ <sup>®</sup> ム基 <sup>®</sup> 稠 <sup>®</sup> 度 310~340 (同等品可)	適量
マストサポート用グリス	三菱重工 NLGI No.0 マルチ <sup>®</sup> ハ <sup>®</sup> スタ <sup>®</sup> イ <sup>®</sup> リ <sup>®</sup> チ <sup>®</sup> ュ <sup>®</sup> ム基 <sup>®</sup> 稠 <sup>®</sup> 度 355~385 (同等品可)	適量
オイルフィルターキット	三菱重工 ME054334	1個

#### 4 提出書類

点検報告書は、定期自主検査及び特定自主検査が完了後、遅延なく2部提出するものとする。  
点検により気付いた不具合部分は、写真撮影し、報告書に織り込むものとする。

#### 5 諸経費

内訳の現場管理費及び一般管理費等は計上していない。諸経費については、保守点検業務に含んだ額として計上している。